

令和5年度 大学教育再生戦略推進費  
人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業  
公募要領

令和5年4月  
文部科学省

## 目 次

<b>1. 事業の背景・目的</b> .....	1	<b>6. プログラムの実施と評価等</b> .....	10
(1) 背景 .....	1	(1) 実施体制 .....	10
(2) 目的 .....	2	(2) 評価等 .....	11
<b>2. 申請資格・要件等</b> .....	2	(3) 採択された大学及びその他大学間で	
(1) 申請者等 .....	2	の比較・分析 .....	11
(2) 申請可能件数 .....	3	(4) 成果の発信・普及 .....	12
(3) 申請資格 .....	3	<b>7. 申請書等の提出</b> .....	12
(4) 申請要件 .....	4	(1) 提出方法 .....	12
<b>3. プログラムについて</b> .....	5	(2) 留意事項 .....	12
(1) 申請対象 .....	5	<b>8. 補助金の交付等</b> .....	13
(2) 教育研究テーマ・コンセプトの設定		(1) 補助金の交付 .....	13
.....	7	(2) 補助金の執行に関する留意事項 .....	14
(3) 選定件数 .....	7	(3) 補助金における不正等への対応 .....	15
(4) 補助期間 .....	7	<b>9. その他</b> .....	15
(5) プログラムの規模 .....	7	(1) 学生の安全確保 .....	15
<b>4. 申請書の作成</b> .....	8	(2) プログラム情報の公表等 .....	15
(1) 申請書等 .....	8	(3) プログラム修了生への追跡調査等 .....	16
(2) 指標の設定 .....	8	<b>10. 問合せ先等</b> .....	16
(3) 資金計画 .....	9	(1) 問合せ先 .....	16
(4) その他 .....	9	(2) スケジュール .....	16
<b>5. 選定方法等</b> .....	10	(別添 1：事業一覧) .....	17
(1) 審査手順 .....	10	(別添 2：申請制限対象事業) .....	18
(2) 委員会による意見 .....	10	(別添 3：経費の用途可能範囲) .....	19

**令和5年度 大学教育再生戦略推進費<sup>1</sup>**  
**人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業**  
**公募要領**

**1. 事業の背景・目的**

(1) 背景

SDGs 等の国際的価値基準の浸透や、これに基づくエシカル消費・ESG 投資といった行動変容に代表されるように、社会経済活動は、機能的価値から意味的価値を重視する時代へとシフトしつつあります。こうした中、価値発見・価値創造的な視座を提供する人文科学・社会科学分野に対し高い期待が寄せられており、こうした分野の高度人材の育成・輩出を促進する必要があります。

一方で、我が国においては、諸外国に比べて人文科学・社会科学系（以下「人文・社会科学系」という。）の大学院進学率が極めて低く<sup>2</sup>、修了者のキャリアパスが極めて限定的であることに加え、小規模・分散的な専攻が多い実情<sup>3</sup>により、スケールメリットを生かした取組（※）が進んでいないといった課題が指摘されており、大学院教育の抜本的な改革が急務となっています。

（※）社会との相互理解に資する多様な学位プログラムの構築、幅広いキャリアパスや円滑な学位授与に向けたきめ細やかな研究指導体制の整備、組織的な就職支援等の整備など。

こうした中で、令和4年8月には、中央教育審議会大学分科会大学院部会において「人文科学・社会科学系における大学院教育改革の方向性 中間取りまとめ ～自主

---

<sup>1</sup> 「大学教育再生戦略推進費」（以下「再推費」という。）とは、中央教育審議会等における大学教育改革に関する提言のうち、①世界に誇れるトップレベルの教育研究活動を実践する大学の機能を飛躍的に高め、世界に発信していくことで、我が国の高等教育・学術研究のプレゼンス向上を図る事業、②大学における革新的・先導的教育研究プログラムを開発・実施する取組や、迅速に実現すべきシステム改革を支援・普及することで、大学教育の充実と質の向上を図る事業を重点的に支援する補助金の総称。事業一覧は別添1のとおり。

<sup>2</sup> 日本の全分野での修士号取得者割合は諸外国平均の約4分の1、人文科学・社会科学分野では約11分の1（大学院への進学率は約2～4%程で推移。）。

<sup>3</sup> 修士課程への年間入学者数について、人文科学分野577専攻のうち236専攻（41%）、社会科学分野628専攻のうち166専攻（26%）が入学者2人以下となっている。（出典：令和3年度文部科学省委託調査「大学院における教育改革の実態把握・分析等に関する調査研究」（リベルタスコンサルティング、令和4年））

的な「問い」の尊重と教育課程として果たすべき責任の両立に向けて～」（以下「中間取りまとめ」という。）が取りまとめられ、人文・社会科学系大学院の課題と改革の方向性が示されました。

また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月閣議決定）においても、大学院教育改革を通じた人文・社会科学系の人材育成の促進策や社会ニーズに沿ったキャリアパス開拓の必要性について、提言されています。

## （2）目的

物理的な距離を超え、複数の人文・社会科学系大学院や産業界・公的機関等といった社会と繋がる教育研究ネットワークを構築することにより、小規模・分散的な教育研究指導体制から、スケールメリットを発揮したチーム型の教育研究や組織的な就職支援体制への転換を進めることで、社会との接点を持ちつつ、学生の関心に沿ったきめ細やかな研究指導がなされる環境の構築を推進します。これにより、ネットワーク型の教育研究を通じて社会の期待に応える新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルを構築し、キャリアパスの拡大や処遇向上、大学院教育の質的改革を進めることを目的として、本事業を実施します。

## 2. 申請資格・要件等

### （1）申請者等

#### ① 対象機関

大学院修士課程、博士前期課程または後期課程（一貫制博士課程を含む。）、または専門職学位課程を設置する国公立大学<sup>4</sup>を対象とします。

#### ② 事業者・申請者

事業者は設置者、申請者は学長とし、プログラムへの申請は、文部科学大臣宛に行うこととします。

なお、連携プログラムの場合は、主となる1つの機関が代表校、その他の機関が連携校として申請することとします。

また、連合大学院<sup>5</sup>または共同教育課程<sup>6</sup>による申請の場合は、構成大学の共

---

<sup>4</sup>学校教育法第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）。

<sup>5</sup>連合大学院とは、大学院設置基準第7条の2に基づき、基幹大学が、他の大学の協力を得て教育課程を編成・実施し、基幹大学の学長名で学位授与を行う仕組み。

<sup>6</sup>共同教育課程とは、大学院設置基準第31条に基づき、複数の大学が共同で教育課程を編成・実施し、構成大学の各学長が連名で学位授与を行う仕組み。

同申請ができます。この場合、申請は構成大学の各学長の連名によるものとしますが、一つの大学に補助金を一括交付し、必要な経費について連携先に配分することとします。

③ 申請単位

申請は、大学を単位とします。それ以外の単位（研究科、専攻、専攻課程）で申請することはできません。

④ 事業責任者

プログラムの実現に中心的役割を果たすとともに、責任を持つ事業責任者を選任してください。なお、事業責任者は大学に所属する常勤の役員又は教員とします。

(2) 申請可能件数

代表校として一つの大学が複数のプログラムを申請することは可能です。ただし、代表校としての採択は一つの大学につき採択は1件までとする予定です。連携校としての複数申請への参加・採択には特段の要件はありません。

(3) 申請資格

以下のいずれかに該当する大学は、本事業に申請できません。代表校のみならず、連携校も⑨を除き対象となります。

(組織運営関係)

① 学生募集停止中の大学

② 学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学

③ 次に掲げる表において、上段の区分の令和5年度のものを含む直近の修業年限期間中、連続して下段の収容定員充足率を満たしていない大学

区分	学士課程（全学部）
収容定員充足率	70%

④ 「私立大学等経常費補助金」において、定員の充足状況に係る基準以外の事由により、前年度に不交付又は減額の措置を受けた大学

⑤ 再推費における事業のうち令和4年度実施の事後評価において、「事業目的が達成できなかった」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

⑥ 再推費における事業のうち令和4年度実施の中間評価において、「中止することが必要」等の最も低い評価を受けた大学（対象プログラムは別添2のとおり。）

(設置関係)

- ⑦ 設置計画履行状況等調査において、「指摘事項（法令違反）」が付されている大学
- ⑧ 大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準（平成 15 年文部科学省告示第 45 号）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号のいずれかに該当する者が設置する大学
- ⑨ 全学の収容定員充足率（設置する学部の在籍者数の和／設置する学部の収容定員の和）が、下記の表に掲げる令和 2 年度から令和 5 年度の平均収容定員充足率又は令和 5 年度の収容定員充足率の基準を満たしていない大学（下掲表における区分「学部規模（入学定員）」は、「学部規模（設置する学部の平均入学定員）」と読み替える）

※⑨については、従前の取扱いで要件を満たしていることをもって、今回の申請要件を満たすことができるものとする。

（表）

区分	大学				
大学規模 （収容定員）	-	4,000 人以上			4,000 人 未満
学部規模 （入学定員）	-	300 人 以上	100 人 以上 300 人 未満	100 人 未満	
令和 2 年度 ～令和 5 年度 平均収容定員 充足率	-	1.15 倍 未満	1.20 倍 未満	1.25 倍 未満	1.25 倍 未満
令和 5 年度 収容定員 充足率	0.5 を上 回る	1.05 倍 未満	1.10 倍 未満	1.15 倍 未満※	1.15 倍 未満

※大学規模（収容定員）が 8,000 人以上の場合は「1.15 倍未満」を「1.10 倍未満」と読み替える。

#### （4）申請要件

プログラムへの申請を希望する大学は、以下に掲げる内容を、全学（※）において、令和 8（2026）年 3 月（中間評価実施年度末）までに確実に達成することが申請の要件となります。

なお、申請の要件は申請時においても達成状況を確認するほか、上記の時期に達成していないことが確認された場合は、以降の補助金を減額または打ち切るとともに大学名を公表することがあります。

(※) 下記の①については専攻科、別科、研究所、センター等を除く。

(教育改革関係)

- ① ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーが各学部学科等のカリキュラム編成等に反映されているとともに、それらに基づき教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みを構築していること。

(設置関係)

- ② 設置計画履行状況等調査の対象となっている大学において、「指摘事項（是正）」が付されている場合は、当該意見が付されていない状況となっていること。

### 3. プログラムについて

#### (1) 申請対象

本プログラムは、人文・社会科学系大学院を中心とした、中間取りまとめを踏まえた人材育成に関する取組を支援します。

なお、令和5年度は構築準備期間とし、原則令和6年度（遅くとも令和7年度）より学生の受入れを開始すること、事業実施期間内に修了生を輩出することを前提とします。

また、先述の目的を踏まえ、小規模専攻・研究科や海外大学を含む複数大学院での連携や企業・公的機関等との連携を積極的に行うことが期待されるとともに、特に以下に関する事項に留意して実施する取組を対象とします。

#### 【必須となる取組】

- ・ 自大学以外の2以上の大学と連携するとともに、連携先機関の所属を含む20名以上の学生（修士・博士を問わない）、4名以上の教員及び1名以上のプログラムコーディネーター（URA等）が参画する教育研究プログラムの計画であること
- ・ 養成する人材像を明確にした上で、複数の研究科や専攻と連携したPBL教育（キャップストーンプログラム<sup>7</sup>等）や共同研究など、実社会での価値創生を目指したチーム型教育研究体制を積極的に進める取組であること
- ・ 組織的な就職支援体制を構築するとともに、例えば企業・公的機関等を教育研究の中に呼び込むことで、人文・社会科学系高度人材の社会的通用性への気付きを与えることにより、キャリアパス拡大を進める取組であること
- ・ 研究指導の観点からの、教員に対する業績評価やこれに伴うインセンティブ付

---

<sup>7</sup> 学習者がそれまでの学習で修得した理論的知識を応用して実際的な課題の解決策を提示するプロジェクトにグループ又は個人で取り組み、その実践プロセスが評価される教育プログラム。

けを行う仕組みを事業実施期間中に構築すること

- ・本事業により構築したネットワーク型の教育研究体制について、補助期間終了後も発展的かつ継続的に活動を行う具体的な構想・計画となっていること

#### 【その他、期待される取組等】

##### ＜社会と繋がるネットワーク型の教育研究・組織的な就職支援体制の構築の観点＞

- ・学外からの審査委員の登用等による開かれた円滑な学位審査プロセスを構築し、社会のニーズに応答した学位プログラムを構築する取組であること

##### ＜学生の関心に沿ったきめ細やかな教育研究指導体制の構築の観点＞

- ・研究室異動の円滑化や専攻の大括り化、研究指導委託（「連携大学院」方式）等の手法を通じて、学生の専門と近い教員による多面的指導や、異分野融合を柔軟に進める体制構築に向けた取組であること

##### ＜内部質保証（自己評価）・外部評価体制の構築の観点＞

- ・本補助金において実施するプログラムについて、自己評価の体制のみならず、連携校以外の大学や産業界等の有識者などの第三者による外部評価を行い、これらの評価結果を反映して改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること
- ・人文・社会科学系の教育や研究に係る、国の審議会等により取りまとめられた（事業実施期間中に取りまとめられるものを含む。）振興方策等の内容も踏まえつつ、取組の不断の見直し・改善を行う具体的な仕組みを構想・計画していること
- ・修了者が身に着けるべき能力（トランスファラブルスキル<sup>8</sup>等）の修得状況について、学生が活用可能な形で見える化される取組であること

---

<sup>8</sup> 「移転可能なスキル」と訳されることが多い。例えば、欧州科学財団（European Science Foundation）の報告書“Research Careers in Europe Landscape and Horizons”（2009）では、「一つの文脈で学んだスキル、例えば、研究を行う上で学んだスキルの中で、他の状況、例えば、研究であれ、ビジネスであれ、今後の就職先において有効に活用できるようなスキルのことである。そしてまた、トランスファラブルスキルがあれば、学問領域及び研究関連のスキルを効果的に応用したり、開発したりすることができるようになる」と定義されている。



## (2) 教育研究テーマ・コンセプトの設定

どのような教育研究テーマ・コンセプトを通じて人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築を推進するかを明確に設定してください。その際、現下の社会課題や社会的要請に対して、人文・社会科学系分野としての新たな価値創生的な視座を提供し、修了者のキャリアパスを開拓又は大きく拡大するような挑戦的・発展的な取組が期待されます。

(例)・マーケティングに心理統計を組み合わせることによる付加価値創造

- ・革新技術の活用や社会変革（AI・カーボンニュートラル等）により起こりうる社会課題（倫理問題など）への解決アプローチ
- ・エスノグラフィー（行動観察調査）を用いた新たな経営・政策モデルの構築・実装
- ・我が国発のグローバル・ルールメイキングによる成長戦略の立案
- ・地域社会での多面的な課題解決に向けたプラットフォームの構築 等

## (3) 選定件数

5件程度。ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがあります。

## (4) 補助期間

最大6年間。ただし、国の財政事情等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価等結果にもよります。

## (5) プログラムの規模

補助金上限額 : 40,000千円（初年度・年間）

- ① プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありません。
- ② プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助金上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。経費の妥当性、不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ③ プログラムの総事業費が補助金上限額を超える場合、補助金上限額との差額は自己負担となります。
- ④ 次年度以降の補助金上限額については、予算の範囲内で調整する場合があります。
- ⑤ 補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、事業に対する補助金

の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2/3に、最終年度は当初配分額の1/3に逡減させることを予定しているため、外部資金等の獲得方法など、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくか等を明確にしてください。

また、資金計画の作成はプログラムの継続性・発展性の確保を目的とする趣旨に鑑み、補助金の逡減等に関わらず取組自体の水準（ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の内容・水準など）を維持する内容としてください。

#### 4. 申請書の作成

##### (1) 申請書等

「令和5年度大学教育再生戦略推進費「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」申請書作成・記入要領」に基づき、本公募要領の内容を十分に踏まえて所定の申請書等を作成してください。

##### (2) 指標の設定

事業計画の策定に当たっては、現状分析に基づく定量的な数値目標や実施・達成時期を必ず設定してください。その際、以下に記載する必須指標を設定するとともに、プログラムの選定校と非選定校との比較を必ず行っていただきます。必須指標以外についても、プログラムの選定校と非選定校との比較が可能な指標を設定できないか検討の上、設定するようにしてください。

##### 【必須指標】

- ・ 修了生の就職率（企業等就職者の割合、就職者等のうち学校基本調査に定める「無期雇用労働者」及び「左記以外の者」<sup>9</sup>の割合）
- ・ 修了生の標準修業年限超過率及び超過期間（年数）
- ・ （プログラムにおいて実施する場合）共同研究実施件数
- ・ （プログラムにおいて実施する場合）PBL 実施件数
- ・ 上記のほか、プログラムの教育研究テーマ・コンセプトに合致した定量的な成

---

<sup>9</sup> 学校基本調査における定義は以下のとおり（令和4年度学校基本調査調査票様式より）。

- ・ 無期雇用労働者：雇用契約期間の定めのないものとして就職した者をいう。
- ・ 左記以外の者：進学でも就職でもないことが明らかな者について「進学準備中の者」、「就職準備中の者」、「その他」に分けて回答する。家事の手伝いはここに含まれる。なお、「就職準備中の者」には、求職中の者並びに公務員・教員採用試験及び国家資格試験の準備中である者が含まれる。

果指標を検討すること（プログラムの選定校や修了者と非選定校や非修了者との間で比較検証が可能なものを推奨）

なお、上記に加え、事業のアウトカムを把握するため、プログラム参加学生の進路状況等について、必要に応じて報告を求める予定です。

また、指標の設定に当たっては、「人文学・社会科学の研究成果のモニタリング指標について（とりまとめ）」（令和5年2月科学技術・学術政策審議会学術分科会人文学・社会科学特別委員会）<sup>10</sup>において示されている人文学・社会科学の研究成果のモニタリング指標についても参照ください。

### （3）資金計画

- ① 【再掲】プログラムの規模や費用対効果等を勘案し、補助事業上限額の範囲内で真に必要な額を計上してください。プログラムの審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはありませんが、経費の妥当性や不可欠性も審査の対象となります。そのため、明らかに過大、不必要な経費を計上している場合は評価に影響することになります。
- ② 【再掲】補助期間終了後の継続的な事業実施を図る観点から、プログラムにおける補助金の配分額については、補助期間最終年度の前年は当初配分額の2／3に、最終年度は当初配分額の1／3に逡減させることを予定しているため、外部資金等の獲得方法など、補助期間中の自己負担比率をどのように高めていくかを明確にしてください。  
また、資金計画の作成はプログラムの継続性・発展性の確保を目的とする趣旨に鑑み、補助金の逡減等に関わらず取組自体の水準（ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の内容・水準など）を維持する内容としてください。
- ③ 選定されたプログラムが、文部科学省の大学改革推進等補助金、研究拠点形成費等補助金、国際化拠点整備事業費補助金、人材育成連携拠点形成費等補助金又は独立行政法人日本学術振興会の国際交流事業の補助金等による経費措置を受けている取組と内容が重複する場合、本プログラムの取組として経費措置を受けることができなくなります。他の経費措置を受けている取組との異同を十分整理した上で資金計画を策定してください。

### （4）その他

その他、申請書の作成に当たっては、国民への説明責任の観点から、プログラムにおける取組を、養成する人材像等に基づくアウトプット及びアウトカムに関する

---

<sup>10</sup> [https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/048/houkoku/1421958\\_00003.html](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/048/houkoku/1421958_00003.html)

指標を設定しながら、具体的かつ明確に記載してください。また、プログラムによる取組のみならず、大学独自で実施する取組や補助期間終了後の取組等も含め、徹底した大学教育の改革と質的転換を図るための総合的かつ長期的な計画を策定してください。

## 5. 選定方法等

### (1) 審査手順

本事業の採択プログラム選定のための審査は、審査・評価業務の実施機関である独立行政法人日本学術振興会に設置する、外部有識者により構成される「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業委員会」（以下「委員会」という。）において行います。

審査は、提出された申請書等に対する「書面審査」と「面接審査」の二段階で行います。委員会は、この審査を踏まえ決定される選定候補となったプログラムを文部科学省に報告し、文部科学省はこの報告を受け、選定プログラムを決定します。具体的な審査方法等については、「令和5年度「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」審査要項」を参照してください。

なお、審査に係る面接審査は令和5年8月上旬頃を実施する予定です。面接対象となったプログラムには、別途委員会よりその旨を連絡します。事業責任者等においては、申請書等の内容について責任を持って対応できるようにしておいてください。

また、選定結果の通知は令和5年8月下旬頃に行う予定です。この際、別途、全ての申請者に対し採択理由あるいは不採択理由を通知します。

### (2) 委員会による意見

プログラムの選定に当たり、採択プログラムについては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。

## 6. プログラムの実施と評価等

### (1) 実施体制

- ① プログラムは、全学的な教育改革の一環として、学長のリーダーシップの下に実施するものとします。そのため、学内のガバナンス体制を確立し、学長はプログラム全体に責任を持つとともに、全学的な普及と成果の活用に努めるものとします。

- ② プログラムの実施状況については、定期的に自己点検・評価を行ってください。自己点検・評価に当たっては、評価指標の適切性や達成状況などを客観的に評価するため外部評価の仕組みを構築するなど、適切な体制を整備してください。

## (2) 評価等

- ① プログラムについては、事業目的の着実な達成に資するため、毎年度（中間評価実施年度は除く。）のフォローアップ活動と中間評価、事後評価を委員会が実施する予定です。
- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の令和7（2025）年度に、事後評価は補助期間終了翌年度の令和11（2029）年度に、それぞれ実施する予定です。
- ③ 中間評価やフォローアップ活動の結果は、財源の範囲内で、事業目的や目標の達成状況が計画を超えて進捗していると判断されるプログラムへの配分の増額及び十分になされていないプログラムへの配分の抑制などにより、その翌年度以降の補助金額の配分に勘案される予定です。  
また、事業目的や目標の達成状況が総じて当初の計画を下回る事等により困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めます。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、参考意見を付すことがあります。5.（2）に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価及び事後評価の対象となります。
- ⑤ 中間評価及び事後評価の最新の結果は、評価年度の翌年度以降に公募する再推進費の新たなプログラムの申請資格や選定審査に影響することがあります。

## (3) 採択された大学及びその他大学間での比較・分析

本事業においては、「大学院における教育改革の実体把握・分析等に関する調査研究<sup>11</sup>」等の活用により、主に大学院間・産学間連携及び内部質保証の観点から、採択された大学とその他大学における比較・分析を、文部科学省において令和7（2025）年度以降毎年度実施し、大学院教育施策の企画・立案や高等教育関連補助事業における新たなモデル構築への検討などのため活用する予定です。

---

<sup>11</sup> 中央教育審議会大学分科会等での審議等を踏まえた、大学院教育改革に関する取組状況等を、国内の大学院を設置する全ての大学に対し、定期的実施している調査研究（直近は令和3年度に実施。）。： [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/itaku/1418390\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/itaku/1418390_00001.htm)

#### (4) 成果の発信・普及

プログラムによる成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、一般国民を対象とした成果発表会等において発表するとともに、大学等のウェブサイトにおいて公表してください。プログラムの中途段階においても、その実施状況等に係る積極的な情報発信を期待します。

また、新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルの構築という本事業趣旨に基づき、体制構築や教育研究指導等に関するノウハウや課題、養成した人材のロールモデルとしてのPRなど、本事業により得られた経験・知見や成果を、人文・社会科学系に限らず他の大学や社会へ広く還元・普及するための取組を積極的に進めてください。

## 7. 申請書等の提出

### (1) 提出方法

「令和5年度大学教育再生戦略推進費「人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業」申請書作成・記入要領」に定められた申請書等の提出方法に従ってください。

### (2) 留意事項

- ① 提出された申請書類等については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は原則として認められませんが、委員会の審査上必要な場合は補足資料の提出を求めることがあります。
- ② 申請書類等において、著しい形式的な不備、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れなどがあった場合は、審査の対象外となります。また、虚偽の記載等が認められた場合は、採択後においても、採択が取り消される場合があります。この場合、虚偽の記載等を行った者について、一定期間、再推費のプログラムへの参画を制限します。
- ③ 提出された申請書等は返還いたしませんので、各大学において控えを保管してください。
- ④ 選定されたプログラムについては、別途、補助金交付手続等に関する連絡を行います。
- ⑤ プログラムの計画を記載した調書以外の申請書類は、文部科学省及び審査・評価業務の実施機関である独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用しますが、申請者の利益の維持、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の要請その他の観点から、審査以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守します。詳しくは文部科学省ホームページ

([https://www.mext.go.jp/b\\_menu/koukai/kojin.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin.htm)) 及び独立行政法人日本学術振興会ホームページ (<https://www.jsps.go.jp/j-koukai/index.html>) を参照してください。

- ⑥ 申請に関する問い合わせ等については、公募説明会時に受けた質問と合わせ、ホームページ等を通じて周知します。なお、公募及び審査期間中は、個別大学の構想に係る質問・相談等（手続き等にかかる質問等は除く。）は受け付けることができません。

## 8. 補助金の交付等

### (1) 補助金の交付

- ① 選定されたプログラムにおいて、補助金の充当が適当と考えられる例えば下記に関する事項に対して、研究拠点形成費等補助金（人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業）により、文部科学省から経費措置を行います。プログラムの趣旨・目的に沿って経費を使用するよう留意してください。

なお、プログラムにおいて使用できる具体的な経費の種類は、原則として別添3に示すものとします。また、申請に当たっては、経費の用途の有効性を十分に検討し、事業計画に見合い、かつ、補助期間終了後も取組が継続できるよう、補助期間における適切な規模の所要経費を算出してください。

- ・ ネットワーク型の教育研究指導・産学連携・キャリア支援体制の構築のための必要な経費
- ・ 教育研究ネットワークを介したチーム型の教育研究プログラムの立ち上げや実施のための必要な経費
  - ※ プログラムに関わる研究科・専攻に属する学生（当該プログラムに属さない学生を含む。）が共通に履修するコースワーク、研究室ローテーション等に係る教育研究経費としての経費は可能です。
  - ※ 学生の旅費等、教育研究活動に使用する経費の支出は、プログラムに選抜された学生を対象とします。また、当該教育を支援・補助する者（メンターや支援員等）への人件費等のプログラムの遂行に必要な経費については、当該プログラムに属さない学生に対しての経費の支出も可能です。
  - ※ 令和5年度申請経費については、補助金の交付内定又は交付決定日から令和6年3月までの期間に行う人材育成その他プログラム構築に必要な経費を申請することとします。
  - ※ シンポジウムのための費用、広告費及び旅費等が、事業目的に照らして過大とならないよう特に注意してください。

- ② 毎年度、「研究拠点形成費等補助金 交付要綱」（令和5年3月28日文部科学大臣決定）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、プログラムの進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出してください。なお、提出された書類において、プログラム実施に不十分な部分が認められる場合、又は経費の使途に疑義がある場合には、文部科学省は事業責任者に対して改善を求めます。

## （2）補助金の執行に関する留意事項

補助金の交付を受けた場合、学長、事業推進担当者及び経理等事務を行う大学の事務局は以下のことに留意してください。

### ① 補助事業の遂行及び管理

本補助金の財源は国の予算であるため、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令等に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。また、申請書類、交付申請書、報告書等の作成・提出やプログラムの実施等は、学長のリーダーシップの下、一体的に行うようにしてください。

### ② 補助金の執行事務等

本補助金の執行事務を適切に遂行するため、交付要綱や「研究拠点形成費等補助金（人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業）取扱要領」等にしたがって、大学の事務局が計画的に経費の管理を行うようにしてください。その際、経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該取組が完了した年度の翌年度から5年間保管してください（年度ごとに5年間保管するのではなく、補助期間（最大6年間）の全てについて、補助期間終了年度の翌年度から5年間保存してください）。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助期間中のみならず、補助期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

- ③ プログラムに選定され補助金の交付が決定された場合においても、学校教育法等の法令に違反した場合は、交付決定の全部又は一部の取り消し又は変更の対象となることがあります。申請時においても、遵守すべき法令等に違反していないか十分に確認するようにしてください。

- ④ その他法令等、国の定めるところにより、必要な責任を負うこととなります。



### (3) 補助金における不正等への対応

本補助金の不正な使用等が認められた場合は、上記の法令等によるほか、交付要綱及び「国公立大学を通じた大学改革の支援に関する補助金における不正等への対応方針」（平成26年4月1日高等教育局長決定、[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/kaikaku/gp/1348643.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/gp/1348643.htm)）も踏まえて対応し、以下の措置を講じることとします。

#### ① 事業者に対する措置

文部科学省は、事業者に対し、事案に応じて、本補助金の交付決定の取消し等を行い、補助金の一部又は全部の返還を求めます。

#### ② 教員に対する措置

文部科学省は、不正等を行った教員等に対し、事案に応じて、補助金を交付しないこととします。

#### ③ 事案の公表

不正等があった場合、当該不正事案の概要（大学名、不正等の内容、講じられた措置の内容等）について、原則として公表することとします。

#### ④ 新たに公募するプログラム選定時における確認

①②の内容については、新たに公募する再推費のプログラムを選定する際に参考として活用することとします。

## 9. その他

### (1) 学生の安全確保

プログラム選定後、事業の一環として学生等が学外で活動する場合は、安全確保に十分配慮してください。特に、学生が海外に渡航・滞在する場合は、昨今の海外情勢を踏まえ、プログラム申請時から、外務省海外安全ホームページ等を参考に海外渡航先の危険情報に留意してください。

### (2) プログラム情報の公表等

募集締切り後、申請大学名等を公表する予定です。また、選定された大学については、プログラムの概要等についても公表する予定です。

文部科学省や審査・評価業務の実施機関である独立行政法人日本学術振興会において、事例集やパンフレットの作成、フォーラムの開催等に際し、選定された大学に対して協力を求めることを予定しています。その際、作成した事例集等に関する著作権は、文部科学省に帰属することになります。また、選定大学間の連携体制を構築するための連絡会を設置する予定です。

選定された大学は、補助期間終了後も、申請書、毎年度の取組状況及び成果等を

各大学のウェブサイトで公表することとします。加えて、国内における人文・社会科学系の大学院改革を先導する大学として、新たな人文・社会科学系の高度人材養成モデルとしての取組を、他の大学や学生を含め、広く情報発信に取り組んでいただくこととします。

### (3) プログラム修了生への追跡調査等

- ① 提案するプログラムの修了学生であることを明確にするため、例えば、プログラムの修了証を対象者に交付する、学位プログラムに係る提案である場合は当該学位プログラムに相応しい専攻分野の名称を学位に付記する、または既存の専攻分野の名称を用いつつ学位記に当該学位プログラムの名称を付記するなどの措置を講じるようにしてください。
- ② 採択された大学は、プログラムの修了者の追跡調査を、補助期間終了後 10 年目まで実施し、毎年度文部科学省に報告することとします。なお、追跡調査を実施する旨はあらかじめ学生に周知し、実際の調査実施の際には協力する旨の同意を得るようにしてください。また、追跡調査の内容や進め方については、検討の上で、実際の修了者が出るまでに連絡する予定です。
- ③ 大学が行う上記の追跡調査と併せ、当面の間、科学技術・学術政策研究所が運用する「博士人材データベース (JGRAD)」(<https://jgrad.nistep.go.jp/>) を活用した修了者の状況把握を予定しています。大学は修了者の登録や情報の更新に当たり、文部科学省並びに科学技術・学術政策所に協力することとします。

## 10. 問合せ先等

### (1) 問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2  
文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室  
電話番号：03-5253-4111（内線 3357）  
Mail：[daigakuin@mext.go.jp](mailto:daigakuin@mext.go.jp)

### (2) スケジュール

公募説明会	令和5年4月28日（金）
公募締切	令和5年6月20日（火）
面接審査	令和5年8月上旬頃（予定）
選定結果通知	令和5年8月下旬頃（予定）
交付内定	令和5年9月上旬頃（予定）
（事業開始）	

(別添1：事業一覧)

国公立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進  
—大学教育再生戦略推進費—

令和5年度予算額 126億円

■ Society5.0の実現及びポストコロナ期における高度専門人材の育成	
○ 地域活性化人材育成事業 ～SPARC～	9億円
○ デジタルと掛けるダブルメジャー大学院教育構築事業	5億円
■ 革新的・先導的教育研究プログラム開発やシステム改革の推進等	
○ 卓越大学院プログラム	43億円
○ 知識集約型社会を支える人材育成事業	3億円
○ 人文・社会科学系ネットワーク型大学院構築事業	2億円
○ 持続的な産学共同人材育成システム構築事業	1億円
○ 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業	2億円
■ 大学教育のグローバル展開力の強化	
○ スーパーグローバル大学創成支援事業	30億円
○ 大学の世界展開力強化事業	13億円
— 日-EU 戦略的高等教育連携支援	(1億円)
— アフリカ諸国との大学間交流形成支援	(1億円)
— アジア高等教育共同体(仮称)形成促進	(3億円)
— インド太平洋地域等との大学間交流形成支援	(3億円)
— 米国等との大学間交流形成支援	(5億円)
■ 先進的で高度な医療を支える人材養成の推進	
○ 次世代のがんプロフェッショナル養成プラン	9億円
○ 質の高い臨床教育・研究の確保事業	1億円
○ ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業	6億円
○ 先進的医療イノベーション人材養成事業	2億円
— 保健医療分野におけるAI研究開発加速に向けた人材養成産学協働プロジェクト	(1億円)
— 医療データ人材養成拠点形成事業	(1億円)
○ 大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業	1億円
— 基礎研究医養成活性化プログラム	(0.3億円)
— 課題解決型高度医療人材養成プログラム	(1億円)

※補助金事業のみを記載。

(別添 2 : 申請制限対象事業)

- 令和 4 年度に実施した事後評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
平成 29 年度	大学の世界展開力強化事業 (ロシア・インド等との大学交流形成支援)
平成 29 年度	Society5.0 に対応した高度技術人材育成事業 (成長分野を支える情報技術人材の育成拠点の形成(enPiT) enPiT-Pro)
平成 29 年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (多様な新ニーズに対応する「がん専門医療人材 (がんプロ フェッショナル)」養成プラン)
平成 29 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (基礎研究医養成活性化プログラム)
平成 29 年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ：病院経営支援に関する領域
令和元年度	大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 (課題解決型高度医療人材養成プログラム) テーマ①：アレルギーに関する領域 テーマ②：外科解剖・手術に関する領域

- 令和 4 年度に実施した中間評価の結果により、令和 5 年度に公募する事業に申請できない条件の対象となる事業

選定年度	事業名称
令和元年度	卓越大学院プログラム
令和 2 年度	知識集約型社会を支える人材育成事業
令和 2 年度	大学による地方創生人材教育プログラム構築事業
令和 2 年度	大学の世界展開力事業 (アフリカ諸国との大学間交流形成支援)
令和 2 年度	先進的医療イノベーション人材養成事業 (保健医療分野における AI 研究開発加速に向けた人材養成産 学協働プロジェクト)

(別添3：経費の使途可能範囲)

プログラムの補助対象経費として申請できる具体的な経費は、以下のとおりです。

#### 【物品費】

##### ①「設備備品費」

プログラムを遂行するために真に必要な設備備品の購入、製造、据付等の経費に使用できます。例えば、遠隔教育のための情報機器の購入及び据付に係る経費が挙げられます。なお、設備備品と消耗品の区別については、補助事業者の規程等に基づき行ってください。また、設備備品の購入等に際しては、本プログラムの遂行に真に必要な場合に限るなど特に留意してください。また、建物等施設の建設、不動産取得に関する経費については使用することができません。

また、本補助金は物品購入を目的とするものではないため、本費目は、原則として補助対象経費の総額の70%を超えないようにしてください。

##### ②「消耗品費」

プログラムを遂行するために真に必要な教育研究活動用又は事務用の消耗品の経費に使用できます。例えば、パソコン周辺機器やソフトウェア、図書・書籍（学生の教科書など学生が負担すべき費用については、補助の対象となりません。）、事務用品等が挙げられます。

#### 【人件費・謝金】

##### ①「人件費」

プログラムを遂行するために真に必要な者（主体的に教育研究事業を担当する者及び補助作業的に教育研究等を担当する者）の人件費に使用することができます。例えば、プログラムにおいて実施する教育カリキュラム・教育課程の改革を担当する者や大学とステークホルダー等をつなぐコーディネーター、リサーチアドミニストレーター、プログラムを担当する教員の教育研究時間確保に必要な事務職員等の人件費が挙げられます。なお、人件費の算定に当たっては、補助事業者の給与規程等に従ってください。

##### ②「謝金」

プログラムを遂行するために真に必要な、専門的知識の提供、情報収集、資料整理等について協力を得た人に対する謝礼に要する経費に使用できます。例えば、講演等のために招聘した学識者に対する謝金（事業目的に応じて記載）、学生のTAへの採用等が挙げられます。なお、謝金の算定は、補助事業者の規程等に従ってください。

## 【旅費】

プログラムを遂行するために真に必要な国内旅費、外国旅費、外国人招聘旅費等に使用できます。執行に当たっては必要人数を十分精査してください。特に外国旅費の執行に当たっては、その必要性に十分に注意してください。

なお、旅費の算定は、補助事業者の規程等に従ってください、ただし、規程上支出が可能であったとしても、社会通念に照らして適切ではないものは本補助金からの支出は認められません。

## 【その他】

### ①「外注費」

プログラムを遂行するために真に必要な外注に係る経費に使用できます。例えば、機械装置・備品の操作・保守・修理（原則としてプログラムで購入した備品の法定点検、定期点検、日常のメンテナンスによる機能の維持管理、原状の回復等を行うことを含む。）等の業務請負、通訳・翻訳・校正（校閲）・アンケート調査等の業務請負が挙げられます。なお、本費目は請負契約によるものに限られるため、委任契約によるものは下記⑥「その他（諸経費）」の委託費として計上してください。

### ②「印刷製本費」

プログラムを遂行するために真に必要な資料等の印刷、製本に要した経費に使用できます。例えば、報告書、テキスト、パンフレット等の印刷製本や図面コピー等研究活動に必要な書類作成に要した経費が挙げられます。

### ③「会議費」

プログラムを遂行するために真に必要な会議・シンポジウム・セミナー等や、当該会議等と一体的に開催される講師・パネラー等との意見交換会等の開催に要した経費に使用できます。例えば、会場借料、国際会議の通訳料、外部者が参加する会議等に伴う飲食代（アルコール類は除く。）などが挙げられます。

### ④「通信運搬費」

プログラムを遂行するために真に必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料等の経費に使用できます。

### ⑤「光熱水料」

プログラムを遂行するために真に必要な電気、ガス、水道等の経費に使用できます。なお、専用メーター又は合理的根拠により、プログラムに係る使用量が特定できる必要があります。

### ⑥「その他（諸経費）」

上記の各項目以外に、プログラムを遂行するために真に必要な経費として、例えば、物品等の借損及び使用にかかる経費、土地・建物借上料、施設・設備使用料、

学会参加費、成果発表費、広報費、保険料（個人に係るものは除く。）、振込手数料、データ・権利等使用料、委託費、その他文部科学大臣が認めた経費等に使用できません。

また、他の大学等と連携した取組について、委託費又は連携大学等に係る分担金として、当該機関等で経費を使用することができます。この際、連携大学等の使用する補助金について委託費とするか、又は分担金とするかは、申請大学と連携大学等との取決めによって定めて構いませんが、委託費についてはその他の外部委託等（プログラムを遂行するために真に必要となり補完的な定型業務で、上記①「外注費」に係るものを除く。）と合わせて総額が補助対象経費の総額の 50%を超えないようにしてください。

なお、プログラムの遂行に直接関係のない経費（酒類や後援者の慰労会、懇親会等経費、プログラムの遂行中に発生した事故、災害の処理のための経費等）には使用することはできません。

外注費、委託費については、プログラムの根幹をなす業務については使用できません。委託費について、プログラムを遂行する上で必要となる補完的な定型業務である場合、当該業務を委託（委任契約によるものに限る。）することができます。なお、委託費は、原則として補助対象経費の総額の 50%を超えないようにしてください。